

ヘルプマーク配布Q&A

大分県障害福祉課

Q1 ヘルプマークとは何ですか。

・ヘルプマークとは、内部障がいや難病等、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、外出時等に援助や配慮を受けやすくなるよう、周囲の人に援助や配慮が必要であることをお知らせするマーク（ストラップ）です。東京都が平成24年10月から取組をはじめ、現在ではほとんどの都道府県で取組が進んでいます。

Q2 配布対象を教えてください。

・大分県内在住で、障がいのある人、難病の方、認知症の方、妊娠している方などで、周囲の配慮が必要な方に配布しています。具体的には、①視覚障がい ②聴覚障がい ③音声・言語障がい ④盲ろう ⑤肢体不自由 ⑥内部障がい ⑦重症心身障がい ⑧知的障がい ⑨発達障がい ⑩精神障がい ⑪高次脳機能障がい ⑫難病 ⑬妊娠初期 ⑭認知症 ⑮高齢者 ⑯傷病 等を有している方で外出時等に周囲からの配慮を必要とする方が対象となります。

Q3 県外に住んでいるが、ヘルプマークをもらえますか。

・大分県で配布するヘルプマークは、大分県内に在住する方を対象にしています。お住まいの都道府県又は市町村にお尋ねください。

Q4 ヘルプマークはどこでもらえますか。

1) 窓口配布の場合

お近くの市町村の障がい福祉担当部署、県庁別館1階の大分県障害福祉課、大分市大津町の総合社会福祉会館1階の障害者社会参加推進センターで、申込書に記載していただければ、その場で配布しています。

2) 郵送の場合

ヘルプマーク配布申込書に必要事項を記載し、返信用封筒（住所、名前記載）と返信用切手（1個の場合は120円）を同封して、以下に送付してください。受付後、返信用封筒にヘルプマークを封入して返送します。

（送付先）〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部 障害福祉課 「ヘルプマーク配布係」 宛

Q5 市町村の支所等で配布していますか。

・県庁ホームページで、配布場所の一覧をお知らせしています。

Q6 ヘルプマークをもらえるのは、手帳所持者に限られますか。

・ヘルプマークの配布対象は、身体障害者手帳等の手帳所持者に限定しておらず、日常生活、社会生活上、何らかの困りがあり、援助を必要とする方に配布することとしています。

Q7 ヘルプマークは何個もらえますか。

・必要な方に配布できるようにするため、ひとり1個でお願いしています。

Q8 ヘルプマークの具体的な使用方法は？

・カバン等に取り付けることで周囲の人に援助が必要であることを知らせることができます。また、別に配布している「ヘルプカード」を併用することで、「具体的に援助して欲しいこと」や「緊急連絡先」を知らせることもできます。

Q9 ヘルプマークはどういった場所で使用するのでしょうか。

・電車やバス等の交通機関での乗車中や駅や商業施設でのショッピング中等の外出時を想定しています。

Q10 配布を受けたヘルプマークが不要になったらどうしたらよいですか。

・市町村障がい福祉担当窓口等で返却できます。